

内閣総理大臣  
経済産業大臣 あて  
衆議院議長  
参議院議長

## 揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正を求める意見書

平成21年2月25日より、改正された揮発油等の品質の確保等に関する法律が施行され、ガソリン・軽油にバイオ燃料を混合する事業者に、事業者登録と品質確保が義務づけられています。この法律は、市民団体や地方の実情への配慮が乏しく、二酸化炭素削減に対する市民レベルの取組みに水を注す結果になると懸念されるものです。

当町は、地方行政が主体となり、また、市民団体が中心となって廃食用油からバイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）を精製し利用している地域です。また、知的障がい者の雇用場としても位置づけがなされています。

このような地域の実情にあったものにするため、次の事項について、特段の措置を講じられるようここに強く要請します。

### 記

- 1 100%自家消費でバイオディーゼル燃料を消費する場合、軽油と混合しても特定加工業者の事業者登録を必要としないこと。
- 2 バイオディーゼル燃料を軽油と混合せずに使用する場合の安全性、排ガス性状を国の責任で確認すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

長野県上伊那郡箕輪町議会